

# 石川県公報

平成 23 年 10 月 18 日

第 1 2 4 3 4 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示					
救急病院の認定	(医療対策課)	1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6	
救急診療所の認定	(同)	1	予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	7	
県統計調査の実施	(地域医療推進室)	1	予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	7	
保安林の指定施業要件の変更	(森林管理課)	2	農業協同組合が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (経営対策課)	7	
公有水面埋立て工事のしゅん功の認可	(港湾課)	4	人事委員会		
県有財産売払入札公告	(管財課)	5	一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	8	

## 告 示

### 石川県告示第442号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	平成23年10月1日	平成26年9月30日

### 石川県告示第443号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
中 谷 整 形 外 科	金沢市泉本町4丁目12番	平成23年10月1日	平成26年9月30日

### 石川県告示第444号

石川県統計調査条例 (平成21年石川県条例第15号) 第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称  
石川県医療機能基礎調査
- 県統計調査の目的  
県内の医療機関の機能及び患者の動向を把握し、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的

とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

調査期日時時点で開設している全ての医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。）

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

施設名、施設の所在地、従事者数、患者数、主な診療機器・設備、手術等の実施状況及びその医療機関の機能に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

平成23年10月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査の対象となる医療機関の管理者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された事業所に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成23年10月19日（水）から同年11月11日（金）まで

---

1 県統計調査の名称

石川県入院患者1日調査

2 県統計調査の目的

県内における医療圏ごとの入院患者の流入及び流出の実態を明らかにすることにより、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

県内の病床を有する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。）

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

病床数、入院患者数及び入院患者の住所に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

平成23年10月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査の対象となる医療機関の管理者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された事業所に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成23年10月19日（水）から同年11月11日（金）まで

---

石川県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町井田レ4の5から4の10まで、井田ツ3の6、3の8、3の23、3の24

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町井田ツ3の6、3の8、高畠原山分ホ1、高畠寺12、高畠寺136、138、武部中ノ坂35から39まで、武部親谷2の1、金丸又ウ96、97、能登部下へ11、金丸式5の1、金丸寺6の6、6の19、武部上ヶ谷内22、23、井田口52の乙、55

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町能登部下ト9の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年10月11日石川県告示第561号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

---

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月29日農林水産省告示第百十二号(二に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿島郡中能登町能登部下イ22、金丸九6、上後山ミ5、6の甲、6の1、能登部上エ20

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第446号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成23年10月11日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

- (1) 位置

第2工区

輪島市河井町5部214から、同町6部8の3を経て、同町6部3の1に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面

- (2) 区域

第2工区

次の 地点から 地点までを順次結んだ線、 地点から12度25分33秒1,492.00メートルの地点を円心とする半径1,492.00メートルの円周で、 地点と 地点とを結ぶ南西側の円弧、 地点から 地点までを順次結んだ線及び 地点と 地点を結んだ線により囲まれた区域

地点 輪島港第一防波堤灯台(北緯37度23分57秒675、東経136度54分28秒094)から142度09分58秒705.33メートルの地点

地点 地点から117度25分27秒 423.31メートルの地点

地点 地点から161度48分45秒 37.91メートルの地点

地点 地点から282度25分33秒 273.23メートルの地点

地点 地点から282度37分22秒 122.83メートルの地点

地点 地点から287度08分32秒 37.04メートルの地点

地点 地点から 17度08分36秒 84.00メートルの地点

地点 地点から 12度19分25秒 43.43メートルの地点

- (3) 面積

第2工区 35,718.64平方メートル

- 4 埋立地の用途  
第2工区 緑地
- 5 埋立て免許年月日及び番号  
平成7年8月22日  
石川県指令港第285号
- 6 法第22条第3項の市町村名  
輪島市

## 公 告

### 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	金沢市泉野町1丁目393番5	土地	宅地	1,776.41m <sup>2</sup>	111,600,000円
2	羽咋郡志賀町富来地頭町六50番3	土地	宅地	249.97m <sup>2</sup>	1,970,000円

#### 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	場 所	開 札
1	平成23年11月29日(火) 午前11時	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁603会議室(行政庁舎6階)	入札後、即時開札
2	平成23年11月30日(水) 午前11時	羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地 県立志賀高等学校 会議室	

#### 3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現 地 説 明 日 時
1	金沢市泉野町1丁目393番5	平成23年11月2日(水) 午後2時から
2	志賀町富来地頭町六50番3	平成23年11月2日(水) 午前10時から

#### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- 石川県暴力団排除条例(平成23年条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではないこと又は以下に該当しない者であること。
  - 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。
  - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者。
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

#### 5 入札案内書の交付期間及び場所

- 交付期間

平成23年10月18日(火)から同年11月18日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

ア 石川県総務部管財課 金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076 - 225 - 1266  
イ 石川県立志賀高等学校 羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地 電話番号 0767 - 32 - 1166

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

平成23年11月18日(金)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

石川県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課 電話番号 076 - 225 - 1266

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成23年10月4日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本幼児教育研究会

3 代表者の氏名

本多 敏良

4 主たる事務所の所在地

金沢市昌永町10番23号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちや子どもの教育に関わる人たちに対して、集団でのあそびの実践を通して、その活動や取り組みのさらなる向上につながる支援事業を行い、子どもたちの健全な発育、発達に寄与することを目的とする。また、老人福祉施設等において、高齢者やその家族などに対して、楽器あそび等を用いたりハビリ等により、健全な心の維持や健康増進を図ることを目的とする。

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
角 田 秀 弘	かほく市高松ナ15番地1 角田医院	平成23年9月13日
粕 野 謙 介	かほく市木津二140-4 カセノ内科医院	平成23年9月14日
松 田 昌 夫	かほく市二ツ屋ソ72番地 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院	平成23年9月30日
吉 田 昌 平 山 口 由 美	珠洲市野々江町工部1番地1 珠洲市総合病院	〃

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
竹 下 八州男	金沢市元菊町20番1号 医療法人社団仁智会 金沢春日クリニック	平成23年5月15日
森 永 健 一 宮 西 秀 二 岡 崎 英 明 安 居 利 晃 山 崎 徹	金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院	平成23年8月31日
浜 田 誠 人 蘇 馬 隆一郎 齋 藤 正 典	金沢市元菊町20番1号 医療法人社団仁智会 金沢春日ケアセンター	〃
東 福 要 平 蘇 馬 隆一郎 今 野 哲 雄	金沢市赤土町二13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会支部石川県済生会 石川県済生会金沢病院	平成23年9月14日
山 口 順 道	金沢市もりの里3丁目76番地 医療法人社団六豊会 すずみが丘病院	平成23年9月20日

## 農業協同組合が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり農業協同組合が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成23年10月19日から同年11月17日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成23年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区 (工区) 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
金 沢 市 農 業 協 同 組 合	宮 野 地 区	換地計画書の写し	金 沢 市 役 所

**人 事 委 員 会**

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第十二号**

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則 (昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

別表第十七中 「七 尾 市 一 級」 を 「七 尾 市 特 別 地」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十七の規定は、平成二十三年九月一日から適用する。